

福祉医療費制度

保険医療費の自己負担分を助成



県内の医療機関を受診するときに、健康保険証と一緒に**福祉医療費受給資格者証**を提示すると、保険診療の自己負担分を助成します。対象者・申請に必要なものは以下の表をご覧ください。

なお、福祉医療費制度は皆さまの税金でまかなわれています。将来にわたり維持していくために、制度の仕組みや目的をご理解のうえ、受診されるようお願いいたします。

母子・父子家庭等の皆さまへ

「母子・父子家庭等」に該当する人は、**7月31日(水)**までに申請・更新の手続きをしてください。

※現在受給資格者証が交付されている人には、7月中に通知を送ります。

▼問い合わせ先

健康福祉課 保険室
☎ 26・2249 (直通)

福祉医療費制度の対象者

区分	対象者	申請に必要なもの
子ども ※出生時に申請	0歳～中学校3年生	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
重度心身障害者 (高齢重度障害者含む) ※更新:3年に1度 ただし、精神通院医療適用者は3年に1度とは限りません。	障害年金1級	<input type="checkbox"/> 障害者年金証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
	身体障害者1・2・3級 ※3級は入院のみ	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
	療育手帳A判定	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
	特別児童扶養手当1級	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
母子・父子家庭等 ※更新:1年に1度	精神通院医療適用者 ※精神通院のみ	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑
	●母子・父子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者 ●父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ※いずれも所得税非課税者 なお、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当になりません。	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(本籍地が町外の人) <input type="checkbox"/> 令和元(平成31)年度の所得課税証明書 (1月1日以降に転入した人)

身体障害・知的障害のある人へ

理容美容利用券の交付

町は、身体障害・知的障害のある人に、理容美容利用券を交付しています。

利用券は1枚2,000円で、対象者には7月にはがきで交付します。

※年間1枚のみ。

▼対象

4月1日時点で、町に住む在宅の身体障害者手帳および療育手帳所持者

▼利用方法

はがきに署名・押印の上、町内の理容・美容店でご利用ください。

※町内の各理容・美容店へ町から協力依頼をしますが、対応の有無については事前に各店へお問い合わせください。

▼問い合わせ先

保健センター
☎ 54・7744 (直通)



農地を貸したい人・借りたい人へ

農地中間管理事業を活用してみませんか？



農地を貸したい人・借りたい人を仲介し、農地の利用集積・集約化を進めています。農地の有効活用のため、農地の管理に困っている人、土地持ち非農家の人、現在の農業経営を拡大したい人、利用権設定が満期を迎える人などは、農地中間管理事業の活用をご検討ください。

▼農地を貸す・借りるときに必要な書類

貸すとき

農用地等貸付希望申出書

借りるとき

農用地等借受応募書

※群馬県農業公社ホームページ (<http://www.gnkor.jp/>) からダウンロードするか、農業委員会事務局窓口で受け取ってください。

▼提出先

農業委員会事務局(⑤番窓口)

▼問い合わせ先

農業委員会事務局

☎ 26・2280 (直通)

農地の保全管理のお願い

管理が行き届いていない農地で、さまざまな被害が出ています。雑草を放置すると、火災・病害虫・交通事故などの発生要因となり大変危険です。周囲の耕作地や住民に迷惑がかからないよう、除草などの適切な管理をして、荒廃農地の解消にご協力をお願いします。

農地パトロールを実施

農地パトロール(農地利用状況調査)とは、遊休農地の把握と発生防止、農地の無断転用防止を図り、農地の確保と有効利用のために実施するものです。

7月下旬から8月上旬にかけて、農業委員・推進委員による農地パトロールを行います。調査の際、農地に立ち入ることがあります。あらかじめご了承ください。

軽減判定所得の見直し

世帯(加入者と世帯主)の総所得に応じて、均等割額・平等割額が軽減される制度です。地方税法の改正に伴い、5割・2割軽減の範囲が拡大されました。

軽減割合	世帯(世帯主と加入者)の総所得	
7割軽減	33万円以下(改正なし)	
5割軽減	改定前	33万円+(27万5千円×加入者数)以下
	改定後	33万円+(28万円×加入者数)以下
2割軽減	改定前	33万円+(50万円×加入者数)以下
	改定後	33万円+(51万円×加入者数)以下

※加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人も含みます。

課税限度額の引き上げ

下の表は、改定後の税率・課税限度額での計算方法です。医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分それぞれを計算した金額の合算額が保険税額となります。

	医療保険分 (すべての被保険者)	後期高齢者支援金分 (すべての被保険者)	介護保険分 (40～64歳の被保険者)
所得割	世帯の加入者全員の課税所得金額×6.7%	世帯の加入者全員の課税所得金額×2.2%	世帯の加入者全員の課税所得金額×1.6%
※課税所得金額=前年の総所得金額-基礎控除33万円			
均等割	世帯の加入者数×27,400円	世帯の加入者数×8,400円	世帯の加入者数×6,700円
平等割	1世帯につき25,800円	1世帯につき9,200円	1世帯につき7,600円
課税限度額	改定前580,000円 ↓ 改定後610,000円	190,000円	160,000円

納税通知書をご確認ください

国民健康保険税の改定

地方税法の改正に伴い、軽減判定所得の見直しと課税限度額の引き上げが行われました。改定後の保険税額は、7月に送付する納税通知書をご確認ください。期限内の納付にご協力をお願いします。

▼問い合わせ先

健康福祉課 保険室 ☎ 26・2249 (直通)



問い合わせ先

- ▶ 後期高齢者医療制度について
健康福祉課 保険室 ☎26-2249 (直通)
- ▶ 介護保険について
健康福祉課 高齢福祉室 ☎26-2247 (直通)
- ▶ 年金生活者支援給付金について
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

群馬県後期高齢者医療広域連合
☎027・256・7125

健康福祉課 保険室
☎26・2249 (直通)

▼問い合わせ先

臓器提供意思表示欄(任意)
被保険者証裏面には任意の臓器提供意思表示欄があります。提供意思がある人はご記入ください。

医療機関で提示する後期高齢者医療被保険者証が8月1日から青色になります。8月以降、今までの茶色の被保険者証は使用できません。
新しい被保険者証は、7月中に郵送します。

保険料は必ず支払います

被保険者証の更新期間は一年間ですが、保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。さらに、特別な理由がないのに納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる資格証明書を交付する場合があります。

医療費の自己負担割合

令和2年7月末までの自己負担割合は、同一世帯の被保険者の令和元年度の住民税課税所得により判定されます。

所得区分	自己負担割合
課税所得が145万円以上の人	3割
課税所得が145万円以上で①~③のいずれかに当てはまる人 ①被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満 ②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満 ③同一世帯に70~74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満	3割 (申請により1割)
課税所得が145万円未満の人	1割
非課税世帯	



限度額適用認定証など

所得区分	認定証種別	医療機関窓口で提示すると…
現役並み Ⅱ・Ⅰ	限度額適用認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられます。
非課税世帯	限度額適用・標準負担限度額減額認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられ、入院時の食事代も減額されます。

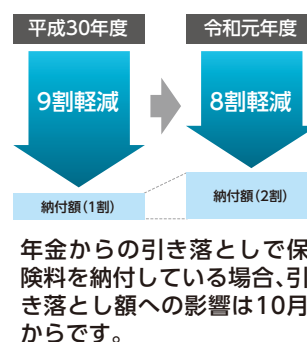
現在の認定証の有効期限は7月31日です。

入院などで支払いが高額になる可能性がある人は、申請手続きをしてください。

ただし、平成30年度に認定証を受け、令和元年度も所得区分が変わらない人には、8月1日から使用できる認定証を被保険者証に同封します。

保険料の軽減割合の見直し

保険料の均等割を、これまで9割軽減されていた人は令和元年度から8割軽減に変更されます。



これにより負担は増えますが、介護保険料では所得の低い高齢者(第1~第3所得者)への負担軽減が強化されます。ご理解ください。

なお、2割・5割軽減の改定内容は国保と同様です。

所得の低い年金受給者へ、10月から年金生活者支援給付金の給付が始まります。
※老齢年金生活者支援給付金を受ける場合、次の支給要件をすべて満たす必要があります。
□65歳以上で老齢基礎年金を受給中

□世帯全員が住民税非課税
□前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下